

# 亘理町地域防災計画新旧対照表

## 地震対策編

### (第5章 原子力災害対策)

第5章 原子力災害対策

修正前 (震災対策編)	修正後 (地震対策編)	備考
	<p>第1 基本方針</p> <p>亙理町には原子力施設が存在せず、また、宮城県地域防災計画原子力災害対策編による「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」（原子力施設から概ね 30km 圏）に定める地域にも、本町の地域は含まれていない。</p> <p>このことから国内の原子力施設において、放射性物質または放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合において、町は、同時に町民の緊急的な避難等の対応を迫られるものではない。しかし、東日本大震災を原因として発生した福島第一原子力発電所の事故では、放射性物質が広範な地域に拡散し、遠く離れた本町においても放射性物質の飛来が確認され、放射線量の測定による安全確認が必要となったことから、原子力災害への対応について想定する。</p> <p>※原子力緊急事態：</p> <p>原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年 12 月法律第 156 号）第二条）</p> <p>第2 情報の収集・伝達</p> <p>1 情報の収集・連絡</p> <p>国内の原子力施設において原子力緊急事態が発生した場合、本町に影響を及ぼすかどうかは、事故の規模や気象状況等を勘案し、状況に応じた対策活動を実施できるよう警戒時からの情報収集が非常に重要となる。</p> <p>放射性物質や放射線が町に影響を及ぼすことが予想される事態が発生した場合、町は、宮城県防災行政無線等による県からの情報提供を受けるとともに、消防署、警察署及び防災関係機関との情報収集及び連絡を密に行う。</p> <p>2 住民への的確な情報伝達</p> <p>町は、住民等に対し、防災行政無線、有線放送、広報車、立看板等のあらゆる広報手段を用いて必要な情報及び指示の伝達を行うものとす</p>	

第5章 原子力災害対策

修正前 (震災対策編)	修正後 (地震対策編)	備考
	<p>る。                      なお、要員及び機材が不足する場合は、知事に対し応援を要請することができる。</p> <p>3 住民等からの問い合わせに対する対応                      町は、県等と連携し、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談等に対する住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。</p> <p style="text-align: center;">住民に対する広報及び指示伝達系統図</p> <p style="text-align: center;">※H24年度まで：宮城県漁業無線局，H25年度以降：福島県漁業無線局</p> <p style="text-align: center;">出展：宮城県地域防災計画原子力災害対策編 第3章第5節</p>	

第5章 原子力災害対策

修正前 (震災対策編)	修正後 (地震対策編)	備考								
	<p>第3 防災業務関係者の安全確保            町は、県と連携し、防災業務関係者に対し、適切な被ばく管理を行う。また、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。</p> <p>※防災業務関係者とは、具体的には以下の活動を実施する者のことである。</p> <p>○周辺住民に対する広報・指示伝達、周辺住民の避難誘導、交通整理、放射線モニタリング、医療措置、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動を実施する者、及び放射性汚染物の除去等の災害復旧活動を実施する者            出展：「原子力施設等の防災対策について(防災指針)」(原子力安全委員会 平成22年8月)</p> <p>第4 屋内退避、避難収容等の防護活動            町は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があった場合や、放射線量等の測定の結果、「原子力施設等の防災対策について(防災指針)」(平成22年8月改訂)による「屋内退避及び避難等に関する指標」に達する放射性物質による汚染地域を確認した場合、県と連携し、屋内退避等の必要性について速やかに住民に対し広報を行う。</p> <p style="text-align: center;">屋内退避及び避難等に関する指標</p> <table border="1" data-bbox="1039 1051 1861 1436"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1039 1051 1456 1090">予測線量(単位:mSv)</th> <th data-bbox="1456 1051 1861 1090" rowspan="2">防護対策の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1039 1090 1167 1406">外部被ばくによる実効線量</td> <td data-bbox="1167 1090 1456 1406">           内部被ばくによる等価線量            ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量            ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量            ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1039 1406 1167 1436">10～50</td> <td data-bbox="1167 1406 1456 1436">100～500</td> <td data-bbox="1456 1406 1861 1436">住民は、自宅等の屋内へ退避す</td> </tr> </tbody> </table>	予測線量(単位:mSv)		防護対策の内容	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避す	
予測線量(単位:mSv)		防護対策の内容								
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量									
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避す								

第5章 原子力災害対策

修正前 (震災対策編)	修正後 (地震対策編)		備考
		<p>ること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。</p>	
	50 以上	500 以上	
<p>出展：「原子力施設等の防災対策について(防災指針)」(原子力安全委員会 平成 22 年 8 月)</p>			
<p>また、他の被災市町から当該市町の区域を越えて本町域内に避難を行う必要が生じた場合は、県の指示のもと、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力する。</p>			
<p>第5 放射性物質の除去 町が管理する学校、公園その他公共施設において高い放射線量が確認されたときは、町域で、その原因となっている箇所の特定制及び周辺環境への影響を把握するための測定を実施し、その結果に基づき、立入制限等の措置を講じるとともに、町は、県と連携し、国の原子力災害対策本部が定めた「市町村による除染実施ガイドライン (平成 23 年 8 月)」等を参考に、放射性物質の除去計画を策定し実施する。</p>			
<p>第6 飲料水、飲食物の摂取制限等 町は、飲食物の摂取制限に関する新基準値(平成 24 年 4 月 1 日施行 厚生労働省)に従い、平素から適切な対応をとれるよう体制を整備するとともに、県を通じて必要な情報収集に努め、水道水及び農作物から規制値を超える放射性物質及び放射線量の値が示された場合には、県と協議し、出荷・摂取制限等の必要な措置を講じる。</p>			

修正前 (震災対策編)	修正後 (地震対策編)	備考										
	<p style="text-align: center;">放射性セシウムの新基準値 (単位:ベクレル/kg)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>食品群</th> <th>一般食品</th> <th>乳児用食品</th> <th>牛乳</th> <th>飲料水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準値</td> <td>100</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>出展：飲食物の摂取制限に関する新基準値（厚生労働省 平成24年4月1日施行）</p> <p>また、町は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を講じたときは、県と協力して関係町民への応急措置を講ずるものとする。</p> <p>第7 広報活動</p> <p>1 迅速・的確な広報の実施</p> <p>町は、住民に対する広報を迅速かつ的確に行う。なお、広報に当たっては、広報窓口を一元化し情報の不統一を避けるとともに、情報の空白時間がないように定期的な情報提供に努める。</p> <p>また、原子力災害の特殊性を勘案し、パニック防止、デマ防止への注意の呼びかけも行う。</p> <p>広報内容は、災害の時間的経過に沿って、緊急情報が中心となる災害直後の段階と風評被害防止や心身の健康相談情報など災害が沈静化した段階に分けて記載する。</p> <p>【災害直後の段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の概要</li> <li>・避難及び屋内退避の必要性の有無</li> <li>・飲食物の摂取制限の必要性の有無</li> <li>・パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ</li> <li>・町の活動体制、応急対策実施状況に関すること (本部の設置、相談窓口の設置、交通規制情報、他市町からの受入情報など)</li> <li>・その他必要な情報</li> </ul> <p>【災害が沈静化した段階】</p>	食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水	基準値	100	50	50	10	
食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水								
基準値	100	50	50	10								

第5章 原子力災害対策

修正前 (震災対策編)	修正後 (地震対策編)	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の放射性物質及び放射線量測定情報</li> <li>・被害状況及び応急対策実施状況に関すること。</li> <li>・風評被害防止のための情報</li> <li>・その他必要な情報</li> </ul> <p>2 風評被害等の影響の軽減</p> <p>町は、県及び関係機関と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、県が実施する風評被害の払拭を目的とした消費者向けの販売促進イベント等を活用し、農林水産業、地場産業の商品等の安全性のPR及び適正な流通の促進、観光客の減少の防止のための広報活動を行う。</p> <p>第8 心身の健康相談体制</p> <p>町は、県とともに、必要に応じて住民に対する心身の健康に関する相談及び内部被ばく線量を検査するための体制を整備し、実施する。</p>	